

岡山大学教育学部附属特別支援学校PTA細則

岡山大学教育学部附属特別支援学校PTA

(目的)

第1条 岡山大学教育学部附属特別支援学校PTA会則第13条の規定に基づき、事業実施及び運営に必要な事項を定める。

(事業部)

第2条 会の事業を行うための部及び所轄事項を次のとおり定める。

- 総務部 ・目的を同じくする関係団体との協調に関すること
・会員相互の研修、親睦の計画、実施に関すること
- 文化部 ・会員相互のための機関誌などの発行に関すること
・学校諸行事への協力に関すること
- 福祉厚生部 ・児童生徒の生活指導に関すること
・教育環境の改善、整備、充実にに関すること

2 各部には、部長1名及び副部長2名を置き、会員はいずれかの部に所属する。

3 部長、副部長は、部に所属する評議員の中から会長が委嘱する。

4 部会は、適宜、部長が招集し、所轄事項の計画、実施にあたる。

5 小学部、中学部、高等部で独自に事業を行うときには、部長の了解を得て行う。

(活動に係る交通費)

第3条 会の活動に係る交通費は次のとおり、本会計より支給される。

- 一 公共交通機関利用の場合は、実費額を支給とする。
- 二 自家用車利用の場合は、燃料費として1kmあたり12円を支給する。
- 三 駐車料金は、実費額を支給とする。

(慶弔関係)

第4条 会員に慶弔禍福のあったときには、次の金額を贈る。

- 一 保護者のとき
死亡のとき 10,000円
傷病のとき(2週間以上の入院) 5,000円
- 二 教職員のとき
結婚のとき 5,000円
死亡のとき 10,000円
傷病のとき(2週間以上の入院) 5,000円
- 三 児童生徒のとき
傷病のとき(2週間以上の入院) 3,000円

2 教職員に転・退職があったときには、次の算定による金額を贈り、会として別に徴収しない。

1年未満 3,000円(2年を超える年数については、1年について1,000円加算する)。

3 児童生徒の卒業のときは、教育配慮に基づいた記念品を贈る。

4 特別祝賀・災害のあったときは、関係者の合議によって決める。

附 則

1 この附則は、平成24年5月10日に制定し、平成24年4月1日から適用する。

2 事業部設置に関する細則(昭和48年4月承認)及び会員の慶弔禍福に関する細則(昭和56年6月1日承認)は廃止する。

3 平成25年4月1日一部改正